## 「学校保健安全法における学校において予防すべき感染症一覧」

◎学校保健安全法における学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準

	対象疾病	出席停止の期間の手順
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ 出血熱、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、痘そう、ラッサ 熱、ジフテリア、重症急性呼吸器 症候群(SARS)、急性灰白髄炎 (ポリオ)、鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻しん(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風しん(三日ばしか) 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日(幼児3日)が経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで 解熱後、3日を経過するまで 解熱した後3日を経過するまで耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 【感染性胃腸炎(流行性嘔吐下 痢症)、溶連菌感染症、マイコプ ラズマ感染症、ウイルス性肝炎 など】	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認 めるまで

2023年5月現在

- ※① 「学校保健安全法における学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の 基準」にあげた感染症は出席停止扱いになります。ただし、症状により学校医、その他の 医師が他への感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。
- ※② 第3種の「その他の感染症」とは、学校で流行が起こった場合に、必要があれば校長が 学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置を講じることができるものです。